

建管第 1577 号  
平成28年12月9日

各総合振興局長  
各振興局長 様

農 政 部 長  
水 産 林 務 部 長  
建 設 部 長

「現場代理人の兼任に関する取扱いについて」の一部改正について

このことについて、「現場代理人の兼任に関する取扱いについて」（平成25年3月28日付け建情第1428号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、本通知以降、請負契約の時点にかかわらず全ての工事について適用することとしたので、事務処理を適切に行ってください。

なお、改正箇所には下線を引いていますので、申し添えます。

（農政部農村振興局事業調整課事業管理グループ  
水産林務部総務課管理グループ  
建設部建設政策局建設管理課工事管理グループ）

現場代理人の兼任に関する取扱いについて新旧対照表

改正後	改正前	摘要
<p>現場代理人の兼任に関する取扱いについて</p> <p>1 兼任の対象となる工事 現場代理人の工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合であり、次の(1)又は(2)を満たす工事 (1) 次のアからウの基準を全て満たす場合は、<b>2件若しくは3件の工事</b>で現場代理人を兼任できるものとする。 ア (現行どおり) イ (現行どおり) ウ (現行どおり)</p> <p>(2) (1)のほか、建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた<b>2件若しくは3件の工事</b>で現場代理人を兼任できるものとする。</p> <p>2 兼任の条件 (現行どおり)</p> <p>3 兼任の手続き (1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 総括監督員は「兼任届」の内容が1の基準を<b>満たしているかを確認し、その結果を「兼任届」の下段に記入押印した上で、基準を満たしている場合は、受注者に写しを交付し、支出負担行為担当者へ原本を提出することとし、基準を満たしていない場合は、受注者に原本を返却するとともに、写しを支出負担行為担当者へ提出すること。</b></p>	<p>現場代理人の兼任に関する取扱いについて</p> <p>1 兼任の対象となる工事 現場代理人の工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合であり、次の(1)又は(2)を満たす工事 (1) 次のアからウの基準を全て満たす場合は、<b>2件の工事</b>で現場代理人を兼任できるものとする。 ア 請負代金額が3,500万円未満の工事であること。(建築工事は7,000万円未満) イ 工事場所が原則、同一市町村内であること。 ウ 公共工事であること。(他発注機関の工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限る。)</p> <p>(2) (1)のほか、建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた<b>2件の工事</b>で現場代理人を兼任できるものとする。</p> <p>2 兼任の条件 (1) 受注者は現場代理人を兼任するそれぞれの工事に、受注者の社員等で確実に連絡が可能である連絡員を定め、現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に配置させ、発注者との連絡に支障がないよう万全を期すこと。 (2) 兼任する場合においても、それぞれの工事における現場代理人としての職務は適切に執行すること。</p> <p>3 兼任の手続き (1) 受注者は、現場代理人を兼任させようとする場合は、「現場代理人の兼任届」(以下「兼任届」という)を支出負担行為担当者に提出すること。 (2) 総括監督員は「兼任届」の内容が1の基準を<b>満たしていないと判断される場合は、「兼任届」の下段に記入押印した上で、受注者に返却するとともに、写しを支出負担行為担当者へ提出すること。</b></p>	<p>○兼任できる件数の拡大 (2件→3件)</p> <p>○兼任できる件数の拡大 (2件→3件)</p> <p>○手続きの変更(兼任を認める場合も受注者に対し書面(写し)を交付する。)</p>

【改正後】

平成 年 月 日

## 現場代理人の兼任届

(支出負担行為担当者) 様

受注者 住所  
氏名

印

下記の工事について現場代理人を兼任させたいので、届け出ます。

記

1 兼任する工事①

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
現場代理人	氏名	連絡先
連絡員	氏名	連絡先

2 兼任する工事②

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
連絡員	氏名	連絡先

3 兼任する工事③

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
連絡員	氏名	連絡先

内容を確認したところ、

( 基準を満たしていることから兼任を認めます。  
基準を満たしていないことから兼任はできません。 )

平成 年 月 日

総括監督員

印

※この欄は発注者用ですので記入しないで下さい。

※不要な文字は削除すること。

【改正前】

平成 年 月 日

## 現場代理人の兼任届

(支出負担行為担当者) 様

受注者 住所  
氏名

印

下記のとおり2件の工事について現場代理人を兼任させたいので、届け出ます。

記

1 兼任する工事①

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
現場代理人	氏名	連絡先
連絡員	氏名	連絡先

2 兼任する工事②

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
連絡員	氏名	連絡先

内容を確認したところ基準を満たしていないことから兼任はできません。

平成 年 月 日

総括監督員

印

※この欄は発注者用ですので記入しないで下さい。

## ～現場代理人の常駐義務の緩和～【修正後】 現場代理人の「兼任」の取扱いについて

(平成28年12月9日から兼任できる件数を3件までに拡大)

### ○兼任の取扱いについて

平成26年2月3日付け国交省通知「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」において、「現場代理人の常駐義務の緩和」に関し「再周知」されたことを踏まえ、現場代理人が工事現場を兼任できる場合の取扱いについて定める。

#### 《兼任に係る取扱基準》

項目	兼任に係る取扱基準
金額	請負代金が3,500万円未満の工事(建築工事は7,000万円未満) (ただし、建設業法施行令第27条第2項に該当する工事も対象)
件数	2件若しくは3件
範囲	原則、同一市町村内
発注機関	公共工事(他の地方公共団体等発注工事も含む。)
届出	「届出」により兼任内容等を確認 (他の地方公共団体等発注工事との兼任は、他発注機関が認めた場合に限定)
連絡対応	現場を離れる場合には、 <u>連絡員を配置</u> (連絡員は受注者の社員等で確実に連絡が可能である者)

### ○「現場代理人が工事現場を兼任する場合」の事例(技術者を兼務している場合)

	事例1	事例2	事例3	事例4
技術者	〈監理技術者〉  下請4千万円以上 (建築6千万円以上)	〈主任技術者〉		
		非専任  3.5千万円未満の工事 (建築7千万円未満)	専任  3.5千万円以上の工事 (建築7千万円以上)	建設業法施行令第27条第2項に 該当 (【参考】参照)
現場代理人	兼任不可	<u>兼任可</u>	兼任不可	<u>兼任可</u>

#### 【参考】

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱い」(平成26年2月3日付け国交省通知)

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、**令第27条第2項が適用**される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- (2) (1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を  
含む場合は、原則2件程度とする。

※当該規定については、監理技術者には適用されません。

## ～現場代理人の常駐義務の緩和～【修正前】 現場代理人の「兼任」の取扱いについて

（平成28年6月1日から建設業法施行令の一部が改正され技術者の専任等の下限金額が引き上げ）

### ○兼任の取扱いについて

平成26年2月3日付け国交省通知「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」において、「現場代理人の常駐義務の緩和」に関し「再周知」されたことを踏まえ、現場代理人が工事現場を兼任できる場合の取扱いについて定める。

#### 《兼任に係る取扱基準》

項目	兼任に係る取扱基準
金額	請負代金が3,500万円未満の工事（建築工事は7,000万円未満） （ただし、建設業法施行令第27条第2項に該当する工事も対象）
件数	2件
範囲	原則、同一市町村内
発注機関	公共工事（他の地方公共団体等発注工事も含む。）
届出	「届出」により兼任内容等を確認 （他の地方公共団体等発注工事との兼任は、他発注機関が認めた場合に限定）
連絡対応	現場を離れる場合には、連絡員を配置 （連絡員は受注者の社員等で確実に連絡が可能である者）

### ○「現場代理人が工事現場を兼任する場合」の事例（技術者を兼務している場合）

	事例1	事例2	事例3	事例4
技術者	〈監理技術者〉  下請4千万円以上 （建築6千万円以上）	〈主任技術者〉		
		非専任  3.5千万円未満の工事 （建築7千万円未満）	専任  3.5千万円以上の工事 （建築7千万円以上）	建設業法施行令 第27条第2項に 該当 （【参考】参照）
現場代理人	兼任不可	<u>兼任可</u>	兼任不可	<u>兼任可</u>

#### 【参考】

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱い」（平成26年2月3日付け国交省通知）

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、**令第27条第2項が適用**される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- (2) (1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

# ○現場代理人の兼任に関する取扱いについて

平成25年3月28日 建情第1428号  
各総合振興局長、振興局長あて  
農政部長、水産林務部長、建設部長

〔沿革〕 平成28年5月27日建管第511号、12月9日第1577号改正

現場代理人については、常駐義務が北海道建設工事執行規則（昭和39年5月6日付け北海道規則第60条）別記建設工事請負標準契約書式第9条第2項に定められておりますが、同条第3項の規定による常駐義務の緩和に関する具体的な取扱いについて、下記のとおり定めたので事務処理を適切に行ってください。

## 記

### 1 兼任の対象となる工事

現場代理人の工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合であり、次の(1)又は(2)を満たす工事

(1) 次のアからウの基準を全て満たす場合は、2件若しくは3件の工事で現場代理人を兼任できるものとする。

ア 請負代金額が3,500万円未満の工事であること。（建築工事は7,000万円未満）

イ 工事場所が原則、同一市町村内であること。

ウ 公共工事であること。（他発注機関の工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限る。）

(2) (1)のほか、建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた2件若しくは3件の工事で現場代理人を兼任できるものとする。

### 2 兼任の条件

(1) 受注者は現場代理人を兼任するそれぞれの工事に、受注者の社員等で確実に連絡が可能である連絡員を定め、現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に配置させ、発注者との連絡に支障がないよう万全を期すこと。

(2) 兼任する場合においても、それぞれの工事における現場代理人としての職務は適切に執行すること。

### 3 兼任の手続き

(1) 受注者は、現場代理人を兼任させようとする場合は、「現場代理人の兼任届」（以下「兼任届」という）を支出負担行為担当者に提出すること。

(2) 総括監督員は「兼任届」の内容が1の基準を満たしているかを確認し、その結果を「兼任届」の下段に記入押印した上で、基準を満たしている場合は、受注者に写しを交付し、支出負担行為担当者へ原本を提出することとし、基準を満たしていない場合は、受注者に原本を返却するとともに、写しを支出負担行為担当者へ提出すること。

農政部農村振興局事業調整課事業管理グループ  
水産林務部総務課管理グループ  
建設部建設管理局建設情報課工事管理グループ

平成 年 月 日

## 現場代理人の兼任届

(支出負担行為担当者) 様

受注者 住所  
氏名

印

下記の工事について現場代理人を兼任させたいので、届け出ます。

### 記

#### 1 兼任する工事①

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
現場代理人	氏名	連絡先
連絡員	氏名	連絡先

#### 2 兼任する工事②

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
連絡員	氏名	連絡先

#### 3 兼任する工事③

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
連絡員	氏名	連絡先

内容を確認したところ、

( 基準を満たしていることから兼任を認めます。  
基準を満たしていないことから兼任はできません。 )

平成 年 月 日

総括監督員

印

※この欄は発注者用ですので記入しないで下さい。

※不要な文字は削除すること。



# ～現場代理人の常駐義務の緩和～ 現場代理人の「兼任」の取扱いについて

(平成28年12月9日から兼任できる件数を3件までに拡大)

## ○兼任の取扱いについて

平成26年2月3日付け国交省通知「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」において、「現場代理人の常駐義務の緩和」に関し「再周知」されたことを踏まえ、現場代理人が工事現場を兼任できる場合の取扱いについて定める。

### 《兼任に係る取扱基準》

項目	兼任に係る取扱基準
金額	請負代金が3,500万円未満の工事(建築工事は7,000万円未満) (ただし、建設業法施行令第27条第2項に該当する工事も対象)
件数	2件若しくは3件
範囲	原則、同一市町村内
発注機関	公共工事(他の地方公共団体等発注工事も含む。)
届出	「届出」により兼任内容等を確認 (他の地方公共団体等発注工事との兼任は、他発注機関が認めた場合に限定)
連絡対応	現場を離れる場合には、連絡員を配置 (連絡員は受注者の社員等で確実に連絡が可能である者)

## ○「現場代理人が工事現場を兼任する場合」の事例(技術者を兼務している場合)

	事例1	事例2	事例3	事例4
技術者	〈監理技術者〉 下請4千万円以上 (建築6千万円以上)	〈主任技術者〉		
		非専任 3.5千万円未満の工事 (建築7千万円未満)	専任 3.5千万円以上の工事 (建築7千万円以上)	建設業法施行令第27条第2項に 該当 (【参考】参照)
現場代理人	兼任不可	兼任可	兼任不可	兼任可

### 【参考】

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱い」(平成26年2月3日付け国交省通知)

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- (2) (1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

※当該規定については、監理技術者には適用されません。